

あわら市教育委員会定例会

日 時 令和7年8月27日（水）13時30分～

場 所 あわら市役所 議会委員会室

会議次第

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録の承認

4 会議録署名員の指名

5 教育長報告

6 7～8月教育委員会行事報告

7 議 案

議案第16号 令和7年度あわら市教育委員会表彰について

議案第17号 令和7年度あわら市一般会計補正予算（第3号）に関する意見について

議案第18号 あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

8 報 告 事 項

（1） 令和7年度全国学力・学習状況調査結果について

（2） 指導主事学校訪問計画（後期）について

（3） 下妻市姉妹都市教育交流事業について

（4） 国際交流派遣事業派遣団員について

（5） 第36回あわらカップカヌーポロ大会の結果について

（6） 全国大会等出場選手について

（7） 8～10月教育委員会行事予定について

（8） その他

9 そ の 他

10 閉 会

8 月教育長報告

1 学校運営研究会

8 月 6 日 (水) 9 : 00 ~ 第 6 回 101 会議室

2 学校管理職研修会

8 月 18 日 (月) 10 : 00 ~ 204 会議室

3 市議会

8 月 19 日 (火) 13 : 30 ~ 全員協議会 全員協議会室
25 日 (月) 9 : 30 ~ 本会議 議場
終了後 予算決算常任委員会 全員協議会室

4 市町教育長会議

8 月 25 日 (月) 15 : 00 ~ 第 4 回 福井県庁

5 坂井地区教育振興研究会代表者会

8 月 26 日 (火) 15 : 00 ~ 101 会議室

7～8月 教育委員会 行事報告

1 / 1

令和7年7月31日～8月27日

月	日	曜日	時間	行 事 名	場 所	所 管	委 員	教育長	部長等
7	31	木	8:30	中高一貫連携クラス事業大学教授出前講座	金津中学校	教総		○	教総課長
			10:00	SNSインターネット研修会	203会議室	文学		○	
			13:30	文化財保存活用地域計画策定協議会	101会議室	文学			
8	4	月	10:00	為庶塾及び未来を拓く小中交流プラン「全体研修会」	正庁	教総		○	
	6	水	9:00	第6回学校運営研究会(第6回校長会)	101会議室	教総		○	教総課長・審議監
			11:00	願慶寺古文書指定書交付式	教育長室	文学		○	
	8	金	8:15	中高一貫連携クラス事業大学教授出前講座	芦原中学校	教総			教総課長
			10:00	第39回学生茶会	フェニックス・プラザ	教総		○	
	10	日	13:30	縄文ピアスづくり体験教室	金津本陣IKOSSA	文学			
	17	日		全国中学校体育大会（～25日）	九州ブロック	教総			
	18	月	10:00	学校管理職研修会	204会議室	教総		○	審議監
	19	火	13:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	
			16:30	下妻市・あわら市教育交流事業（下妻市受け入れ）（～20日）	さくらセンター	教総		○	
	20	水	8:45	下妻市・あわら市教育交流事業表敬訪問	正庁	教総	宮川・坂井・齊藤委員	○	部長
	21	木	10:00	民生委員推薦会	102会議室	福祉	宮川委員・坂井委員		
			14:00	教育支援委員会（本会議②）	101会議室	教総	齊藤委員		課長・審議監
	22	金	8:30	第36回あわらカップカヌーポロジュニア大会	北潟湖畔公園	スポ	◎	○	部長
	23	土	8:30	第36回あわらカップカヌーポロ大会（1日目）	北潟湖畔公園	スポ		○	部長
	24	日	8:00	第36回あわらカップカヌーポロ大会（2日目）	北潟湖畔公園	スポ			
	25	月	9:30	★議会 本会議	議場	議会		○	部長
			終了後	★議会 予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	部長
			13:00	第4回総合振興計画策定委員会	202会議室	政広		○	
			13:30	公民館運営審議会	中央公民館	文学			
			15:00	第4回市町教育長会議	福井県庁	教総		○	
	26	火	15:00	第2回坂井地区教育振興研究会代表者会	101会議室	教総		○	
	27	水	13:30	教育委員会定例会	議会委員会室	教総	◎	○	全課

議案第 16 号 令和 7 年度あわら市教育委員会表彰について

あわら市教育委員会表彰について、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

令和 7 年度 あわら市教育委員会表彰候補者一覧表

■あわら市教育委員会表彰候補者

(敬称略)

NO	表彰の種類	氏名及び団体名	年齢	住所（所属）	備 考
1	奨励賞				あわら市囲碁同好会の代表として、積極的に活動するとともに「あわら市民秋季囲碁大会」を昭和61年から毎年開催するなど、囲碁文化の伝承と普及、技術の向上に尽力され、その功績は多大である。 令和 3 年度 あわら市文化協議会功労賞受賞
2	奨励賞				あわら将棋クラブの代表として、積極的に活動するとともに「あわら市民将棋大会」を20年以上に渡り毎年開催するなど、将棋文化の伝承と普及、技術の向上に尽力され、その功績は多大である。 令和 3 年度 あわら市文化協議会功労賞受賞
3	奨励賞				紫陽花会及びかなづ日本画クラブの指導者を務めるとともに、15年以上に渡り公民館講座にて日本画教室を開講するなど、日本画の普及振興に尽力され、その功績は多大である。 令和 3 年度 あわら市文化協議会功労賞受賞
4	奨励賞				平成22年にスポーツ少年団指導者資格を取得し、剛柔流空手の指導者として15年間に渡り団員への指導に取り組んでいる。 また、団員への指導はもちろん後継者育成にも熱心に取り組み、卓越した指導力で空手の発展、スポーツ振興に寄与され、その功績は多大である。
5	奨励賞				平成22年にスポーツ少年団指導者資格を取得し、剛柔流空手の指導者として15年間に渡り団員への指導に取り組んでいる。 また、団員への指導はもちろん後継者育成にも熱心に取り組み、卓越した指導力で空手の発展、スポーツ振興に寄与され、その功績は多大である。

※表彰式（11/1）時の年齢

教育委員会表彰候補者内申書

文化学習課長
内申者 中道 和也



表 彰 区 分		(1) 個 人		(2) 団 体	
氏 名	(ふりがな)	生 年 月 日			
本 籍 地		現 住 所			
職 業		無職		主 たる 職	
功 績 の 内 容		文化協議会加盟団体である「あわら市囲碁同好会」の代表を務め積極的に活動するとともに、「あわら市民秋季囲碁大会」を昭和61年から毎年開催するなど、囲碁文化の伝承と普及、技術の向上に尽力されている。 ※令和3年度 あわら市文化協議会功労賞受賞			
備 考		(表彰の審査基準) あわら市教育委員会表彰内規第2条第1項第5号に該当			

教育委員会表彰候補者内申書

文化学習課長
内申者 中道 和也



表 彰 区 分		☐ (1) 個 人		☐ (2) 団 体	
氏 名	(ふりがな)	生 年 月 日			
本 籍 地		現 住 所			
職 業		無職		主 たる 職	
功 績 の 内 容		文化協議会加盟団体である「あわら将棋クラブ」の代表を務め積極的に活動するとともに、「あわら市民将棋大会」を20年以上に渡り毎年開催するなど、将棋文化の伝承と普及、技術の向上に尽力されている。 ※令和3年度 あわら市文化協議会功労賞受賞			
備 考		(表彰の審査基準) あわら市教育委員会表彰内規第2条第1項第5号に該当			

教育委員会表彰候補者内申書

文化学習課長
内申者 中道 和也



表 彰 区 分		☐ (1) 個 人		☐ (2) 団 体	
氏 名	(ふりがな)	生 年 月 日			
本 籍 地		現 住 所			
職 業	日本画家（創画会所属）		主 たる 職	県専門講座講師	
功 績 の 内 容	文化協議会加盟団体である「紫陽花会」及び「かなづ日本画クラブ」の指導者を務めるとともに、15年以上に渡り公民館講座にて日本画教室を開講するなど、日本画の普及振興に大きく貢献されている。 ※令和3年度 あわら市文化協議会功労賞受賞				
備 考	（表彰の審査基準） あわら市教育委員会表彰内規第2条第1項第5号に該当				

教育委員会表彰候補者内申書

スポーツ課長
内申者 近馬 重朋



表 彰 区 分		(1) 個 人		(2) 団 体	
氏 名				生 年 月 日	
本 籍 地				現 住 所	
職 業				主 た る 職	
功 績 の 内 容	平成22年にスポーツ少年団指導者資格を取得し、剛柔流空手の指導者として団員への指導に取り組んでいる。 また、団員への指導はもちろん、後継者育成にも熱心に取り組み、卓越した指導力で、空手の発展、スポーツ振興に寄与された。				
備 考	(表彰の審査基準) あわら市教育委員会表彰内規第2条第1項2号に該当				

教育委員会表彰候補者内申書

スポーツ課長
内申者 近馬 重朋



表 彰 区 分		(1) 個 人		(2) 団 体	
氏 名				生 年 月 日	
本 籍 地				現 住 所	
職 業				主 た る 職	
功 績 の 内 容	平成22年にスポーツ少年団指導者資格を取得し、剛柔流空手の指導者として団員への指導に取り組んでいる。 また、団員への指導はもちろん、後継者育成にも熱心に取り組み、卓越した指導力で、空手の発展、スポーツ振興に寄与された。				
備 考	(表彰の審査基準) あわら市教育委員会表彰内規第2条第1項2号に該当				

議案第 17 号 あわら市一般会計補正予算(第 3 号)に関する意見に
ついて

あわら市一般会計補正予算(第 3 号)について、教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

【一般会計】

単位：千円

科目	9 消防費	1 消防費	2 消防施設費	上下水道課			
事業	1 消防施設整備経費			予算書	18		
総合計画	施策の柱	環境（action 1）		新規			
	基本施策	地域防災の強化		拡充			
	施策の方針	地域と連携した防災活動の推進					
	事務事業	消防防災・救急救助活動の運営					
事業費	補正前	9,878	補正	2,500	補正後	+ 12,378	
財源内訳	国	0	県	0	市債	0	他 0 一財 2,500
補正理由	緊急で更新を必要とする消火栓が確認されたため、水道事業会計への負担金の増額に係る所要額を補正計上する。						
事業内容	負担金、補助及び交	負担金	2,500				
	負担金 ・更新 2基（4条分）	6,878	→	9,378	2,500		
特定財源							

単位：千円

科目	10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	教育総務課			
事業	4 小学校施設整備事業			予算書	18		
総合計画	施策の柱	教育（action 3）		新規	○		
	基本施策	学校教育の充実		拡充			
	施策の方針	教育環境の整備					
	事務事業	安全、安心な教育環境の整備					
事業費	補正前	19,100	補正	1,600	補正後	+ 20,700	
財源内訳	国	0	県	0	市債	0	他 0 一財 1,600
補正理由	芦原小学校体育用品倉庫のシロアリ被害を受けた床の補修に要する経費を補正計上する。 ※常任委員会資料あり						
事業内容	工事請負費	1,600					
	芦原小学校倉庫床補修工事	0	→	1,600	1,600		
特定財源							

【一般会計】

【一般会計】

単位：千円

科目	10 教育費 2 小学校費 2 教育振興費										教育総務課	
事業	1 教育振興経費（小学校）										予算書	18, 19
総合計画	施策の柱		教育（action3）						新規			
	基本施策		学校教育の充実						拡充		○	
	施策の方針		学ぶ意欲と力を育む教育の推進									
	事務事業		確かな学力の育成									
事業費	補正前	20, 545		補正			-700	補正後	+ 19, 845			
財源内訳	国	0		県	0		市債	0	他	350	一財	
補正理由	10月からの小学生給食費無償化に伴い、区域外就学をしている児童への給食費補助金を増額する等の必要の補正を行う。											
事業内容	負担金、補助及び交 補助金	353										
	扶助費	-1, 053										
	給食費負担軽減事業補助金	803 → 1, 156				353						
	半額補助 → 全額補助											
	区域外就学者（低学年）：2, 250円×8人×6月＝108, 000円											
	区域外就学者（高学年）：2, 400円×17人×6月＝244, 800円											
	合計	352, 800円										
	準要保護援助費	4, 910 → 3, 857				△1, 053						
	無償化により、準要保護援助対象児童75人の給食費保護者負担に対する支援分を減額											
	低学年：△2, 250円×30人×6月＝△405, 000円											
高学年：△2, 400円×45人×6月＝△648, 000円												
合計	△1, 053, 000円											
特定財源	繰	ふるさとあわらサポート基金繰入金				350						

【一般会計】

単位：千円

科目	10 教育費 2 小学校費 2 教育振興費				教育総務課			
事業	2 特別支援教育経費（小学校）				予算書 19			
総合計画	施策の柱		教育（action3）		新規			
	基本施策		学校教育の充実		拡充			
	施策の方針		教育環境の整備					
	事務事業		特別支援教育の充実					
事業費	補正前	1,539		補正	-279		補正後	+ 1,260
財源内訳	国	-140	県	0	市債	0	他	0 一財 -139
補正理由	10月からの小学生給食費無償化に伴い、扶助費を減額する。							
事業内容	扶助費		-279					
	特別支援学級生徒就学奨励費 900 → 621 △279							
	無償化により、特別支援学級支援対象児童40人の給食費保護者負担に対する支援分を減額							
	低学年：△2,250円×1/2×19人×6月＝△128,250円							
	高学年：△2,400円×1/2×21人×6月＝△151,200円							
	合計 △279,450円							
特定財源	国	特別支援教育就学奨励費補助金		-140				

【一般会計】

単位：千円

科目	10 教育費 5 保健体育費 4 学校給食費			学校給食センター		
事業	5 給食センター給食事業経費			予算書 19		
総合計画	施策の柱	教育 (action3)			新規	
	基本施策	学校教育の充実			〇	
	施策の方針	教育環境の整備				
	事務事業	学校給食の充実				
事業費	補正前	170,224	補正	5,500	補正後	+ 175,724
財源内訳	国	9,180	県	0	市債	0
補正理由	10月からの小学生給食費無償化に伴う財源更正を行うとともに、炊飯機等の不具合修繕に係る設備修繕料に不足が生じているため、所要額を補正計上する。 ※常任委員会資料あり					
需用費	修繕料			5,500		
事業内容	財源更正					
	給食費負担金					
	小学校低学年					
	2,750円×557人×6か月＝7,519,500円					
	小学校高学年					
	3,000円×590人×6か月＝8,850,000円					
	財源更正額 小学校低学年＋小学校高学年＝16,000,000円					
	ふるさとあわらサポート基金繰入金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当					
	需用費					
	設備修繕料 (3,500 → 9,000) 5,500					
連続炊飯器修繕 5,080						
自動水圧洗米機修繕 420						
特定財源	分	給食費負担金 (現年度分)			-16,000	
	国	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交			9,180	
	繰	ふるさとあわらサポート基金繰入金			6,820	

【一般会計】

単位：千円

科目	10 教育費 4 社会教育費 5 文化振興費				文化学習課		
事業	2 創作の森事業				予算書	19	
総合計画	施策の柱		教育（action3）		新規		
	基本施策		文化と芸術の振興		拡充		
	施策の方針		芸術の振興				
	事務事業		金津創作の森美術館の充実				
事業費	補正前	134,369	補正	71,000	補正後	+ 205,369	
財源内訳	国	0	県	0	市債	63,900	他
補正理由	金津創作の森照明LED化について、設計業務の完了に伴い、工事費を補正計上する。 ※常任委員会資料あり						
事業内容	工事請負費		71,000				
	工事請負費						
	金津創作の森照明LED化工事		0 → 71,000		71,000		
特定財源	市 公共施設LED化事業（金津創作の森		63,900				

【一般会計】

単位：千円

科目	10 教育費 4 社会教育費 8 郷土歴史資料館費										文化学習課	
事業	2 文化財保護経費										予算書	19
総合計画	施策の柱		教育 (action 3)								新規	○
	基本施策		文化と芸術の振興								拡充	
	施策の方針		文化財の保護と継承									
	事務事業		文化財の調査と保護・活用									
事業費		補正前	25,447		補正	800		補正後	+ 26,247			
財源内訳		国	0	県	0	市債	0	他	800	一財	0	
補正理由		市内の指定文化財と森林の共存を図るため、指定文化財内森林整備等補助金を新設することに伴い、所要額を補正計上する。 ※常任委員会資料あり										
事業内容		負担金、補助及び交					補助金					
							800					
事業内容		補助金					指定文化財内森林整備等補助金 0 → 800 800					
特定財源		繰 森林環境譲与税基金繰入金					800					

【一般会計】

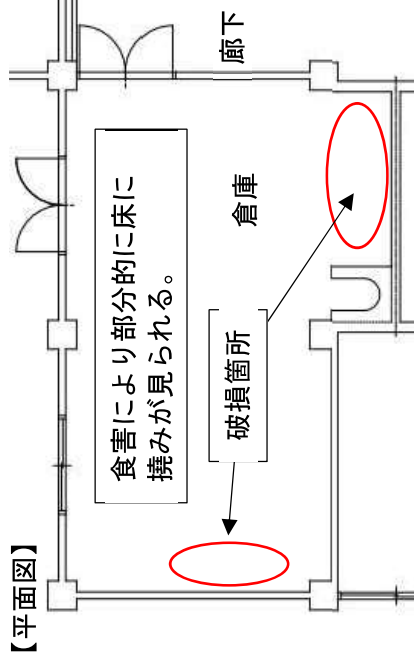
1 芦原小学校倉庫補修工事について

【教育総務課】

1 現状

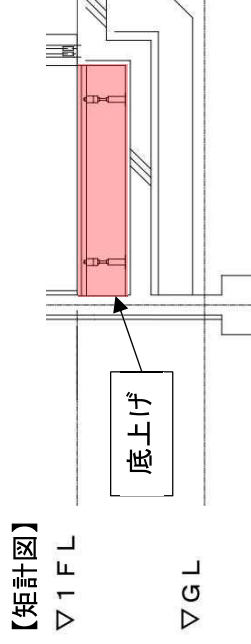
平成 22 年にボイラー室を倉庫として利用するための改修を行い、床と廊下のレベルを合わせるため床の底上げを行った。

現在、その底上げた床がシロアリの食害を受け、破損及び陥没している箇所が見られ、倉庫としての利用に支障が出ているため、早急に補修したい。



2 工事内容及び工事費

- ・ 既設床材撤去
- ・ 新規床材設置
- ・ 防蟻処理



設計工事費 1,599,400 円 (税込)



○倉庫全景



○破損箇所



○食害を受けた床材

2 給食費負担金（小学生分）の無償化による財源更正について

【教育総務課学校給食センター】

【概要】 さらなる少子化対策の一環として、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、令和6年10月分から実施している中学生に加え、令和7年10月分より小学生の学校給食費を全額無償化することとし、これに伴う財源の更正を行う。

(1) 給食費保護者負担額・市支援額

9月補正前（11か月）				4～9月（5か月）				9月補正後10～3月（6か月）				9月補正後年間		
区分	人数	給食費 (月額)	市支援月額 月数	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 月数	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援総額 保護者 負担総額	市支援総額 保護者 負担総額	
小学低学年	557	5,000	11	2,750 2,250	16,849,250円 13,785,750円	2,750 2,250	7,658,750円 6,266,250円	5 5	5 5	5,000 0	16,710,000円 0円	24,368,750円 6,266,250円	+	9月補正後年間
小学高学年	590	5,400	11	3,000 2,400	19,470,000円 15,576,000円	3,000 2,400	8,850,000円 7,080,000円	5 5	5 5	5,400 0	19,116,000円 0円	27,966,000円 7,080,000円		
中学生	615	5,800	11	5,800 0	39,237,000円 0円	5,800 0	17,835,000円 0円	6 市支援総額	6 市支援総額	5,800 57,228,000円	21,402,000円 0円	39,237,000円 91,571,750円		
				市支援総額 保護者負担総額		34,343,750円 13,346,250円		市支援総額 保護者負担総額		57,228,000円 0円		75,556,250円 29,361,750円		

9月補正前（11か月）				4～9月（5か月）				9月補正後10～3月（6か月）				9月補正後年間		
区分	人数	給食費 (月額)	市支援月額 月数	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 月数	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援月額 保護者 負担月額	市支援総額 保護者 負担総額	市支援総額 保護者 負担総額	
小学低学年	557	5,000	11	2,750 2,250	16,849,250円 13,785,750円	2,750 2,250	7,658,750円 6,266,250円	5 5	5 5	5,000 0	16,710,000円 0円	24,368,750円 6,266,250円	+	9月補正後年間
小学高学年	590	5,400	11	3,000 2,400	19,470,000円 15,576,000円	3,000 2,400	8,850,000円 7,080,000円	5 5	5 5	5,400 0	19,116,000円 0円	27,966,000円 7,080,000円		
中学生	615	5,800	11	5,800 0	39,237,000円 0円	5,800 0	17,835,000円 0円	6 市支援総額	6 市支援総額	5,800 57,228,000円	21,402,000円 0円	39,237,000円 91,571,750円		
				市支援総額 保護者負担総額		34,343,750円 13,346,250円		市支援総額 保護者負担総額		57,228,000円 0円		75,556,250円 29,361,750円		

※月数は、4月～3月の12か月のうち8月分を除いた月数

保護者負担

減額 16,015,500円

【財源更正】

給食費負担金 歳入減 16,000,000円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 9,180,000円

ふるさとあわらサポート基金繰入金 6,820,000円

合 計 16,000,000円

(2) 給食費負担金

9月補正後 給食費負担金				予 算 額	
区 分					
負担 修正 金前	小学生	29,361千円		43,851千円	
	中学生	0千円			
	教職員	14,490千円			
9月補正				△ 16,000千円	
合 計				27,851千円	

3 修繕料の不足について

【教育総務課学校給食センター】

【概要】 自動水圧洗米機や連続炊飯機などに予定外の不具合が発生したことにより、予算に不足が生じたため所要額を補正計上する。

当初予算 修繕料

給食センター管理経費	施設修繕料	28,000千円
給食センター給食事業経費	設備修繕料	3,500千円
合 計		31,500千円

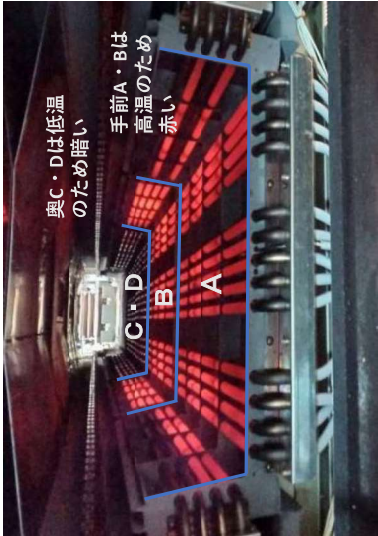
〃

執行済み・執行予定

空冷チラー（冷温水ポンプ等）修繕	8,184千円
排気ファン（モーター7台等）修繕	9,900千円
パッケージエアコン（圧縮機等）修繕	1,749千円
排気ファンインバーター修繕	1,815千円
防排煙制御設備予備電池取替え修繕	187千円
プレハブ冷蔵庫修繕（電磁弁等）	169千円
コンテナプール自動ドア修繕	341千円
冷凍・冷蔵庫ファンモーター修繕	150千円
厨房設備修繕（真空冷却機・回転釜等）	2,607千円
入荷室等防虫ブラシ交換他	260千円
自動水圧洗米機修繕	420千円
連続炊飯ヒーター修繕（Aゾーン）	3,080千円
連続炊飯ヒーター修繕（Bゾーン）	2,000千円
ビニールシッター交換	3,608千円
給湯ポンプ（80℃系）交換	2,530千円
合 計	37,000千円

不足額

△5,500千円



連続炊飯ヒーター修繕（A・Bゾーン）

炊飯機は、それぞれ21本の電気ヒーターが設置されたA～Dの4ゾーンの中を炊飯釜が流れる仕組みとなっている。設置より11年が経過しており、電気ヒーターの経年劣化による断線が発生し、炊飯がストップする状況が生じている。

現在はAゾーンで電気ヒーター4本が断線しており、温度不足により炊き上がりが安定しない状態である。また、Bゾーンも高温箇所であることから、Aゾーン同様に新たな箇所断線が発生する可能性が高いため、A、Bゾーンの電気ヒーターを交換する修繕である。

Aゾーン 電気ヒーター21本交換
リレースイッチ交換 3,080,000円（税込み）

Bゾーン 電気ヒーター21本交換 2,000,000円（税込み）

補正後 修繕料

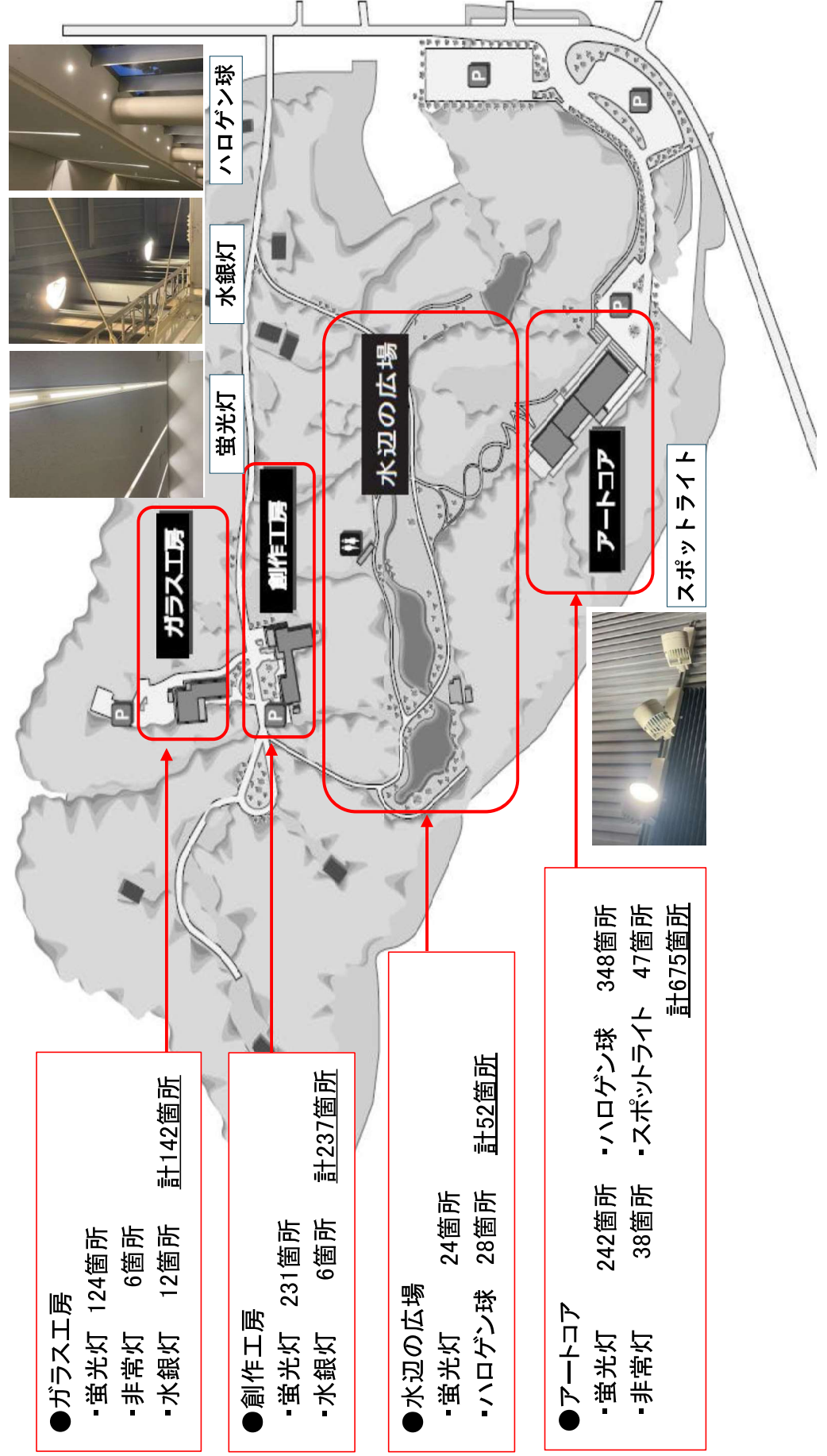
給食センター管理経費	施設修繕料	当初	28,000千円
給食センター給食事業経費	設備修繕料	当初	3,500千円
		9月補正	5,500千円
合 計			37,000千円

9,000千円

4 金津創作の森 LED化工事について

【文化学習課】

- 1 工事概要 金津創作の森の照明について、令和7年度当初予算で実施した詳細設計に基づき、全電灯のLED化を行う。
- 2 予算額 71,000千円
脱炭素化推進事業債（充当率 90%、交付税措置率 約40% ※財政力指数に応じて変動）
- 3 工期 11月から3月までの約5ヶ月 ※企画展開催期間を避けて実施



5 神宮寺城跡内の森林伐採等整備に対する補助金について【文化学習課】

1. 概要

市指定文化財（史跡）の神宮寺城跡は、管理者の神宮寺城跡保存会が維持・管理を行っているが、面積も広く伐採・整理事業が追い付かないため、市に対策を求める要望があった。現在でも倒木などにより景観や保全に影響が及び、見学者の安全も危惧され、また、急傾斜地もあり、伐採に携わる方々の危険も伴うことから早急な対応が必要である。

そこで、市内の国・県・市指定文化財と森林の共存を図る補助金を新設し、森林伐採等の整備費用を補助することで対応する。なお、本補助金は森林環境譲与税を財源とする。

2. 予算額 800,000円

3. 事業内容

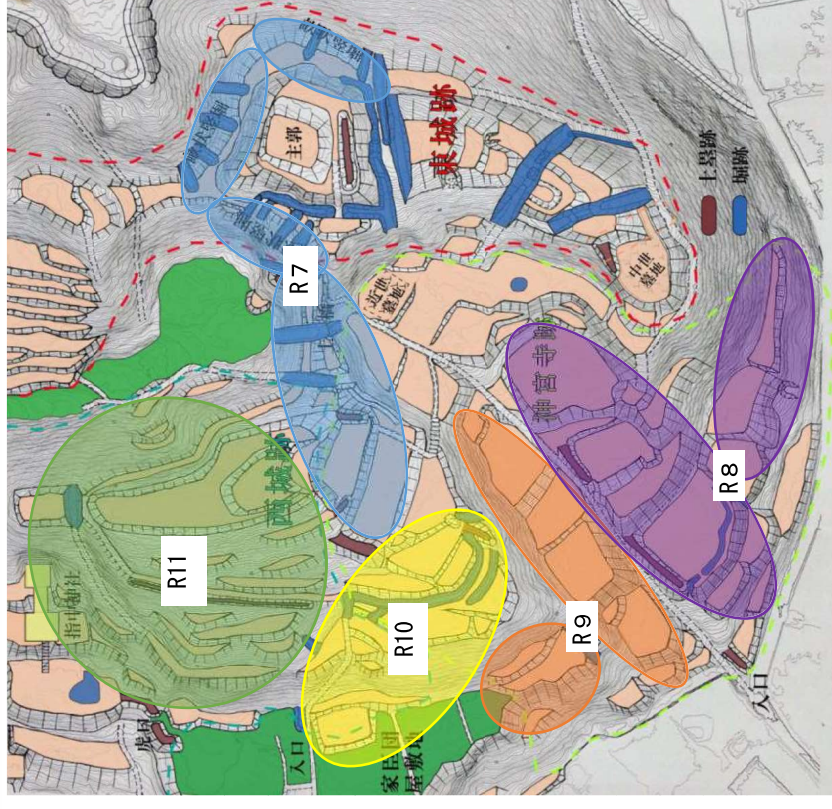
- ・事業名 指定文化財内森林整備
- ・事業者 神宮寺城跡保存会
- ・事業内容 急傾斜地（伐採、伐採木整理）
竹林整理（伐採、竹玉切・集積）
- ・事業期間 令和7年度～11年度（予定）

4. 補助内容

- ・補助金名 指定文化財内森林整備等補助金（新設）
- ・補助対象 市内の国・県・市指定文化財内の急傾斜地の樹木や伐採が困難な大木などを対象とする森林整備に要する経費
- ・補助率 定額 800千円を上限とする

5. 財源 あわら市森林環境譲与税基金

6. 計画図



議案第 18 号 あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の
制定について

あわら市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、教育委員
会の承認を求める。

令和 7 年 8 月 27 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

あわらし条例第 号

あわらしスポーツ施設条例の一部を改正する条例

あわらしスポーツ施設条例（平成16年あわらし条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中あわらし市剣岳グラウンドの項を削除する。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

（指定管理者の指定等）

第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、スポーツ施設の全部又は一部の管理を法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) スポーツ施設の維持管理に関する業務
- (2) スポーツ施設の利用の許可に関する業務
- (3) スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業の企画、実施等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理及び運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

3 第4条から第6条までの規定は、第1項の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第12条 第7条の規定にかかわらず、スポーツ施設の管理を指定管理者が行う場合は、利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、第7条に規定する使用料の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

- 1 屋外施設使用料

区分	1 時間当たりの使用料	
	一般	学生等
あわら市湯のまちグラウンド	420円	210円
あわら市国影グラウンド	530	270
あわら市本荘ゲートボール場	110	60
あわら市柿原グラウンド	530	270

備考

- 1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。
- 2 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。
- 3 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

2 屋内施設使用料

区分				1 時間当たりの 使用料		1 列・ 1 時間当 たりの照明料
				一般	学生等	
あわら市 農業者ト レーニン グセンタ ー	アリー ーナ	入場料を 徴収しな いとき	スポーツ行事	530円	270円	110円
			その他	3, 680	1, 840	110
		入場料を 徴収する とき	営利を目的と する	42, 000		1, 050
			営利を目的と しない	21, 000		530
	会議室			210 (270)	110 (170)	
	トレーニング室（1 回当たり）			50		
あわら市 民武道館	全面			420	210	
あわら市 金津 B & G 海洋セ ンター体 育館	アリーナ			260	130	50
	会議室			100 (140)	50 (90)	
	ロッカー（1 回当たり）			100		

備考

- 1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法第1条に規定する学

校の児童、生徒及び学生をいう。

- 2 冷暖房設備を使用した場合は、（ ）内の金額とする。
- 3 アリーナを半面又は4分の1面使用する場合は、上記表の金額の2分の1又は4分の1の額（10円未満切り上げ）とする。
- 4 利用者の3分の1以上が市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする（あわら市農業者トレーニングセンターアリーナの入場料を徴収するときの使用料及びあわら市金津B&G海洋センター体育館のロッカー使用料を除く。）。
- 5 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

3 ナイター施設使用料

区分	1時間当たりの使用料	
	一般	学生等
あわら市金津中学校グラウンドナイター施設	2,940円	1,470円
あわら市湯のまちグラウンドナイター施設	2,100	1,050
あわら市本荘ゲートボール場ナイター施設	320	160

備考

- 1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。
- 2 上記使用料には、屋外施設の使用料を含む。
- 3 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。
- 4 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

4 カヌー施設使用料

区分				使用料	
				一般	学生等
あわら市北潟湖カヌーポロ競技場	使用時間が5時間以内の場合			820円	410円
	使用時間が5時間を超える場合			1,220	610
あわら市カヌー艇庫	カヌー保管所（1月当たり）	艇長5メートル未満のカヌー		700	
		艇長5メートル以上のカヌー	カヤック1人乗り、カヤック2人乗り、カナディアン1人乗り及びカナディアン2人乗り	900	
			カヤック4人乗り及びカナディアン4人乗り	1,500	

	カヌー艇貸出し（１艇１日当たり）	100
	冷暖房設備（１時間当たり）	100

備考

- 1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法第１条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。
- 2 利用者の３分の１以上が、市内に住所を有する者、市内の事業所に勤務する者又はあわら市カヌー協会に所属する者でない場合は、上記表の金額の２倍の額とする（あわら市カヌー艇庫の冷暖房設備使用料を除く。）。
- 3 カヌー保管所の使用期間に１月に満たない期間がある場合は、１月として上記表の使用料を算定する。

附 則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

あわらしスポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】

(1) 改正のポイント

- ① 劔岳グラウンド廃止に伴う施設名の削除
- ② 学生が施設を利用する場合、スポーツ施設条例施行規則により、使用料を1/2減免としているため、利用の都度、減免申請書の提出が必要となり利用者の負担が大きくなっていることから、減免申請書作成の手間を省き学生利用者の負担軽減を図る。
- ③ 市内スポーツ施設については、今後、指定管理者制度の導入が見込まれるため、指定管理者による施設管理を可能にするため必要な改正を行う。

(2) 新旧対照表

改正案			現行		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
(略)	(略)		(略)	(略)	
あわらし市国影グラウンド	あわらし市国影23字1番地		あわらし市国影グラウンド	あわらし市国影23字1番地	
あわらし市本荘ゲートボール場	あわらし市中番下番入会地1字1番地1		あわらし市本荘ゲートボール場	あわらし市中番下番入会地1字1番地1	
			あわらし市劔岳グラウンド	あわらし市鎌谷11字21番地	
あわらし市柿原グラウンド	(略)		あわらし市柿原グラウンド	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(原状回復の義務)			(原状回復の義務)		

(指定管理者の指定等)

第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、スポーツ施設の全部又は一部の管理を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の業務とする。

(1) スポーツ施設の維持管理に関する業務

(2) スポーツ施設の利用の許可に関する業務

(3) スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業の企画、実施等に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理及び運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

3 第4条から第6条までの規定は、第1項の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第12条 第7条の規定にかかわらず、スポーツ施設の管理を指定管理者が行う場合は、利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、第7条に規定する使用料の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(新設)

(新設)

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

別表 (第7条関係)

1 屋外施設使用料

区分	1 時間当たりの使用料	
	一般	学生等
あわら市湯のまちグラウンド	420円	210円
あわら市国影グラウンド	530	270
あわら市本荘グートボール場	110	60
あわら市柿原グラウンド	530	270

備考

1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。

2 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。

3 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

(新設)

(損害賠償の義務)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表 (第7条関係)

1 屋外施設使用料

区分	1 時間当たりの使用料
あわら市湯のまちグラウンド	420円
あわら市国影グラウンド	530
あわら市本荘グートボール場	110
あわら市剣岳グラウンド	260
あわら市柿原グラウンド	530

備考

1 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。

2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

2 屋内施設使用料

区分	1 時間当たりの使用料		1 列・1 時間当たりの照明料
	一般	学生等	
あわらし農業アリーナ あわらし市民武道館 あわらし市民武道館 あわらし市民武道館 あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
会議室	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
トレーニング室（1 回当たり）	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	入場料を徴収するとき
あわらし市民武道館	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき	

備考

- 1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。
- 2 冷暖房設備を使用した場合は、（ ）内の金額とする。
- 3 アリーナを半面又は4分の1面使用する場合は、上記表の金額の2分

2 屋内施設使用料

区分			1 時間当たりの 使用料	1 列・1 時間当た りの照明料
あわらし市農業ア リーナ 者トレーニングセン ター グセンター	入場料を	スポーツ行事	530円	110円
	入場料を徴収しないとき	その他	3,680	110
	入場料を徴収する	営利を目的とする	42,000	1,050
	とき	営利を目的としない	21,000	530
	会議室		210 (270)	
あわらし市民武 道館	トレーニング室		1 回 50	
	全面		420	
	アリーナ		260	50
B&G海洋セン ター体育館	会議室		100 (140)	
	ロッカー		1 回 100	

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、()内の金額とする。
- 2 アリーナを半面又は4分の1面使用の場合は、上記表の金額の2分の

の1又は4分の1の額（10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額）とする。

- 4 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする（あわら市農業者トレーニングセンターアリーナの入場料を徴収するときの使用料及びあわら市金津B&G海洋センター体育館のロッカー使用料を除く。）。

- 5 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

3 ナイター施設使用料

区分	1時間当たりの使用料	
	一般	学生等
あわら市金津中学校グラウンドナイター施設	2,940円	1,470円
あわら市湯のまちグラウンドナイター施設	2,100	1,050
あわら市本荘ゲートボール場ナイター施設	320	160

備考

- 1 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。

- 2 上記使用料には、屋外施設の使用料を含む。

- 3 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。

- 4 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

4 カヌー施設使用料

区分	使用料
----	-----

- 1 又は4分の1の額とする。

- 3 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする（あわら市農業者トレーニングセンターアリーナの入場料を徴収するときの使用料及びあわら市金津B&G海洋センター体育館のロッカー使用料を除く。）。

- 4 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

3 ナイター施設使用料

区分	1時間当たりの使用料
あわら市金津中学校グラウンドナイター施設	2,940円
あわら市湯のまちグラウンドナイター施設	2,100
あわら市本荘ゲートボール場ナイター施設	320

備考

- 1 上記使用料には、屋外施設の使用料を含む。

- 2 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。

- 3 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

4 カヌー施設使用料

区分	使用料
----	-----

		一般	学生等
あわら市北潟湖カヌーポロ競技場	使用時間が5時間以内の場合 (1面当たり)	820円	410円
	使用時間が5時間を超える場合 (1面当たり)	1,220	610
あわら市カヌー保管所	カヌー艇長5メートル未満のカヌー		700
	カヤック1人乗り、カヤック2人乗り、カナディアン1人乗り及びカナディアン2人乗り		900
	上のカヌー		
	カヤック4人乗り及びカナディアン4人乗り		1,500
カヌー艇貸出し(1艇1日当たり)			100
冷暖房設備(1時間当たり)			100

備考

- 「学生等」とは、小学校就学前の者並びに学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。
- 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者、市内の事業所に勤務する者又はあわら市カヌー協会に所属する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする(あわら市カヌー艇庫の冷暖房設備使用料を除く。)。
- カヌー保管所の使用期間に1月に満たない期間がある場合は、1月として上記表の使用料を算定する。

あわら市北潟湖カヌーポロ競技場	使用時間が5時間以内の場合	1面	820円
	使用時間が5時間を超える場合	1面	1,220
あわら市カヌー保管所	カヌー艇長5メートル未満のカヌー	1月	700
	カヤック1人乗り、カヤック2人乗り、カナディアン1人乗り及びカナディアン2人乗り	1月	900
	上のカヌー		
	カヤック4人乗り及びカナディアン4人乗り	1月	1,500
カヌー艇貸出し		1艇1日	100
冷暖房設備		1時間	100

備考

- 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者、市内の事業所に勤務する者又はあわら市カヌー協会に所属する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。
- カヌー保管所の使用期間に1月に満たない期間がある場合は、1月として上記表の使用料を算定する。

報告事項（２） 令和７年度 指導主事訪問計画（後期）について

月	日	曜	学校名	担当委員	教育長
9	30	火	伊井小	坂井委員	○
10	3	金	金津小(2回目)	齊藤委員	○
	8	水	芦原中(2回目)	小坂委員	○
	23	木	北潟小	小坂委員	○
	29	水	金津中(2回目) ※坂井地区教育委員会交流会	全委員	○
11	4	火	芦原小	坂井委員	○
	18	火	丸岡中 ※坂井地区教育委員会交流会	全委員	○
	27	木	本荘小	宮川委員	○
	28	金	細呂木小	小坂委員	○

報告事項（３）下妻市姉妹都市教育交流事業について

- 1 目 的 多賀谷左近三経公を機縁とする姉妹都市「茨城県下妻市」との教育交流を通して、互いの市の良さを学び、教育水準の維持向上に資する。
- 2 期 日 令和7年8月19日（火）～8月20日（水）
- 3 参 加 者

○下妻市	計21名
教育委員会	2名（指導課長、指導主事）
教職員	4名（下妻中1名、東部中2名、千代川中1名）
参加生徒	15名（下妻中4名、東部中6名、千代川中5名）
○あわら市	計25名
教育委員会	6名（教育長、教育総務課5）
教職員	6名（芦原中3名、金津中3名）
参加生徒	13名（芦原中6名・金津中7名）
- 4 行 程

8月19日（火）	12：27	下妻市教育交流団 福井駅着
	14：00	福井県立恐竜博物館見学（～15：30）
	16：30～	多賀谷左近三経公墓所見学（～17：00）
	17：00～	道の駅蓮如の里あわら見学（～17：30）
	17：45	宿泊施設着（夢屋華筑紫）
8月20日（水）	8：45～	あわら市役所表敬訪問・歓迎式（～9：05）
	9：20～	金津中学校にて交流研修会（昼食会含む。）
	13：45	交流研修会終了・金津中学校発
	14：00	郷土歴史資料館見学（14：30）
	15：31	下妻市教育交流団 芦原温泉駅発



報告事項(4) 国際交流派遣事業派遣団員について

・米国(派遣期間:令和7年11月2日(日)～11月11日(火)9泊10日)

No.	氏 名	ふりがな	学校	性別	備考
1					
2					
3					
4					

・中国(派遣期間:令和7年12月7日(日)～12月12日(金)5泊6日)

No.	氏 名	ふりがな	学校	性別	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

	受験者	合格者	
		男	女
芦原中			
金津中			
合計			

報告事項（５） 第36回あわらカップカヌーポロ大会の結果について

大会結果

ジュニア大会 8月22日（金） 参加 29チーム 246人	一般大会 8月23日（土）・24日（日） 参加 44チーム 307人
高校生の部 3チーム 優勝 東京・山梨・愛知・鹿児島連合 東京都ほか 準優勝 金津高校A あわら市 三位 金津高校B あわら市	チャンピオンズリーグ 7チーム 優勝 佐倉インヴァース 準優勝 みよしSeaMonkey A 三位 ピンクエレファント がんばったで賞 芦原フェニックスα
中学生の部 3チーム 優勝 東京山梨連合 東京都・山梨県 準優勝 みよしカヌークラブ 愛知県 三位 あわらカヌースポーツ少年団 あわら市	チャレンジリーグ 16チーム 優勝 どろぶね 準優勝 アルマダ 三位 葛西カヌークラブ B がんばったで賞 FC禅
小学生男子の部 16チーム 優勝 みよしカヌークラブ A 愛知県 準優勝 芦原リベンジスター 芦原小 三位 北潟ボテッチファイターズのりしお 北潟小 ※1部のエントリー数が少なく、2部と合わせて実施	トライアルリーグ 13チーム 優勝 上海舟際チーム B 準優勝 C.C. OKALEMON 三位 鶴組 がんばったで賞 福井大学β
小学生女子の部 7チーム 優勝 パワパフガールズ 金津小 準優勝 AWARA FAST のあーず 芦原小 三位 Happy☆ガールズ 細呂木小	ビギナーズマッチ ※8月24日（日）のみ 8チーム 優勝 トマト・イッパツ 優勝 アクセプト きゅうり娘 ※ビギナーズマッチは2リーグ制で 各リーグの1位を優勝とする

報告事項（６）全国大会等出場選手について

◇NPB ガールズトーナメント2025 全日本女子学童軟式野球大会

《会期》 8月14日～20日
《会場》 岡山県倉敷市マスカットスタジアム、他7会場（岡山県）
《出場選手》

◇第22回全日本一般男子ソフトボール大会

《会期》 8月23日～8月25日
《会場》 桜川市真壁運動、他4会場（茨城県）
《出場選手》

◇カヌーポロアジア選手権

《会期》 9月10日～14日
《会場》 マレーシア
《出場選手》

◇第28回全国ヤングバレーボールクラブ大会

《会期》 9月20日～21日
《会場》 東和薬品 RACRA ドーム（大阪府）
《出場選手》

◇日本マスタース2025男子ソフトボール競技

《会期》 9月20日～23日
《会場》 八幡浜市民スポーツパーク、他2会場（愛媛県）
《出場選手》

報告事項（7） 8～10月 教育委員会 行事予定について

令和7年8月28日～10月29日

月	日	曜日	時間	行 事 名	場 所	所 管	委 員	教育長	部長等
8	28	木	15:30	第5回教頭会	205会議室	教総		○	審議監
	31	日	8:50	第42回金津高等学校学校祭（～9月2日）	金津高校	教総			
9	1	月	－	防災の日給食	各小中学校	給セ			
	2	火	14:30	学校給食センター運営委員会	学校給食センター	給セ	小坂委員		部長
	3	水	8:00	金津中学校体育祭	金津中学校	教総	◎	○	
			8:50	芦原中学校体育祭	芦原中学校	教総	◎	○	
	5	金	9:30	★議会 一般質問(1日目)	議場	議会		○	部長
	8	月	9:30	★議会 一般質問(2日目)	議場	議会		○	部長
	9	火	9:00	坂井地区駅伝競走大会	トリムパークかなづ	教総		○	
	10	水	9:30	★議会 産業建設教育常任委員会(予算)	議会委員会室	議会			部長
			－	地場産プラスワン給食(3回目)	各小中学校	給セ			
	11	木	午後	ワールドマスタースゲームズ視察団受入	北潟湖畔公園	スポ			部長
	12	金	9:30	生活支援員研修会①	204会議室	教総		○	
	16	火	9:30	生活支援員研修会②	204会議室	教総		○	
			15:00	第2回坂井地区教育長会	坂井市役所	教総		○	
	17	水	9:30	第7回学校運営研究会（第7回校長会）	204会議室	教総		○	教総課長・審議監
	18	木	9:30	★議会 予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	部長
			13:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	部長
	19	金	9:30	★議会 本会議	議場	議会		○	部長
	20	土	8:30	細呂木小学校運動会	細呂木小学校グラウンド	教総		○	
	26	金	－	坂井地区秋季新人競技大会（～27日）	坂井地区内会場	教総		○	
			15:00	教育委員会定例会	議会委員会室	教総	◎	○	全課
	28	日	13:00	第34回福井県市町文協選抜芸能祭	グランディア芳泉	文学	◎	○	部長
	29	月	14:00	第1回中高一貫教育あわら地域連携クラス選考制度検討委員会	203会議室	教総	宮川委員	○	
	30	火	未定	指導主事訪問■伊井小	伊井小学校	教総	坂井委員	○	
			未定	北潟小学校運動会	北潟小学校グラウンド	教総		○	
			9:30	★議会 産業建設教育常任委員会(決算)	議会委員会室	議会			全課
			－	J A 花咲ふくい寄贈アールスメロン給食	各小中学校	給セ			
10	3	金	未定	指導主事訪問■金津小（2回目）	金津小学校	教総	齊藤委員	○	
	4	土	13:00	あわら地区防犯ポスター・作文コンクール表彰式	アフレア	文学		○	
	5	日	9:00	AWARAんぴっく	トリムパークかなづ	スポ	◎	○	
	6	月	9:30	★議会 予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	部長
			13:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	部長
	7	火	9:30	★議会 本会議	議場	議会		○	部長
			15:00	坂井地区学校教育研究会坂井地区幹事会	坂井市役所	教総		○	
	8	水	未定	指導主事訪問■芦原中（2回目）	芦原中学校	教総	小坂委員	○	
11	土	－	－	県中学校秋季新人競技大会(～19日)					

◎＝全員

令和7年8月28日 ~ 10月29日

[illegible]

◎＝全員